

賢いユーザーになろう! 『自動車リサイクル法』



自動車のリサイクルは、わたしたちみんなの問題なんです。

2005年から、自動車メーカー・輸入業者、関連業者、クルマの所有者、みんなが力を合わせて、クルマのリサイクルを進めています。お支払い頂いたリサイクル料金は、クルマを適正に処理するための費用として使われています。ゴミを減らして資源を無駄にしないリサイクル型社会を作るためにご協力をお願いします。

きちんと確認しましょう! 廃車の手続き。

自動車を廃車として処理する際には、次の事に注意しましょう!

まず、●自治体の登録を受けた引取業者であるか、確かめてください。

そして、●「引取証明書」を忘れずに受け取ってください。

廃車が適正に引き取られたか、確認が必要です。引取業者から、
【使用済自動車引取証明書】を受け取ってください。

※中古車として下取りに出した場合は、発行されません



●使用済自動車引取証明書(例)



●引取業登録通知書(例)

廃車にすると車検残存期間に応じて「自動車重量税」が戻ってきますよ。

もし、あなたのクルマにまだ車検の有効期間が残っていたら、車検残存期間に応じて自動車重量税の還付を受けることができます。

〈還付金額の一例〉

登録自動車	納付した重量税	車検残存期間に応じた還付金額		
		6ヶ月	3ヶ月	1ヶ月
0.5t~1.0t	25,200円	6,300円	3,150円	1,050円
1.0t~1.5t	37,800円	9,450円	4,725円	1,575円



申請は、運輸支局などにおいて、永久抹消登録などの申請と同時に行います。詳しくは
国税庁のホームページ → <http://www.nta.go.jp/category/zidousya/01.htm>をご覧ください。

リサイクル料金、中古車として売買したときは?

リサイクル料金を支払い済みのクルマを中古車として売った場合は、車両価値金額に加えて、支払っていたリサイクル料金を中古車売買代金の中に含めて、次の所有者から受け取ってください。(一台あたりのリサイクル料金=およそ6,000~18,000円)

